

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について  
 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例  
 藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年藤沢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中第17号を第18号とし、第5号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 農地利用最適化推進委員

第2条第1項中「第16号」を「第17号」に改め、同条第2項中「前条第17号」を「前条第18号」に改め、同条第3項中「前条第5号から第8号まで及び第17号」を「前条第6号から第9号まで及び第18号」に改める。

第4条第1項及び第5条第1項中「第8号」を「第9号」に、「第17号」を「第18号」に改める。

第5条第2項中「第8号」を「第9号」に、「同条第17号」を「同条第18号」に改め、同条第3項中「第1条第17号」を「第1条第18号」に改める。

第7条第1項中「第1条第17号」を「第1条第18号」に改める。

別表中

|         |      |    |         |   |
|---------|------|----|---------|---|
| 農業委員会委員 | 会長   | 月額 | 64,200円 | を |
|         | 会長代理 | 月額 | 51,300円 |   |
|         | 委員   | 月額 | 38,600円 |   |

|         |      |    |         |
|---------|------|----|---------|
| 農業委員会委員 | 会長   | 月額 | 64,200円 |
|         | 会長代理 | 月額 | 51,300円 |

に改める。

|             |    |    |         |
|-------------|----|----|---------|
|             | 委員 | 月額 | 38,600円 |
| 農地利用最適化推進委員 |    | 月額 | 38,600円 |

#### 附 則

この条例は、平成29年7月20日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、農地利用最適化推進委員の報酬額を定める必要による。